

# お知らせ information

## ご案内

### 自動車急発進防止装置設置費用を助成しています

町では、自動車急発進防止装置の設置費用を助成しています。

高齢者のブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違いによる事故の防止を目的としています。

#### 助成の対象となる方

非営利目的のオートマチック（ＡＴ）車にこの装置を設置する、次の(1)から(4)までのすべてに該当する方

(1)当該装置を設置する日に  
おいて、町内に住所を有する満70歳以上の方

(2)自動車運転免許証を所持している方

(3)自分の車（車検証の所有者または使用者の氏名または名称欄が自分の名義となっている車）をお持ちの方

※ただし、車検証の名義が自分でなくても、同居している配偶者や子の名義の車で運転する高齢者が、その車に当該装置を設置する場合は、この要件を満たしているとして取り扱います。

(4)過去にこの助成および国の助成を受けていない方（1人につき1回限り）

#### 助成額など

当該装置と設置費用の9割（上限4万円）

※設置する当該装置は、障害物を検知するもの（おおよそ9万円程度）・障害物を検知しないもの（おおよそ4万4千円程度）どちらでも構いません。

#### 申請方法

当該装置を設置した後、次の書類を添えて町民生活

課まで提出してください。

(1)小野町高齢運転者自動車急発進防止装置設置支援事業報告書兼請求書

(2)車検証の写し

(3)自動車運転免許証の写し

(4)当該装置の概要がわかる書類（装置の説明書など）

(5)当該装置の購入および設置に要した経費の領収書

(6)振込口座の分かるもの（通帳・キャッシュカードなど）

町民生活課

72-6933

### 国民健康保険からの お知らせ

交通事故などで保険証を使用する場合は、

交通事故など第三者の行為により傷病が生じた場合でも、国民健康保険被保険者証（保険証）で治療を受けることができます。この場合の治療費は、本来、加害者が全額負担（過失割合があればその割合相当）することになります。国民健康保険が医療費を一時的に立て替え、後日加害者に請

求することになります。

保険証を使用する際は、必ず町民生活課にご連絡ください。連絡後は、速やかに「第三者行為の傷病届」を提出することが必要です。

なお加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、その事故などについては国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ずご相談ください。

町民生活課

72-6933

### 後期高齢者医療費の お知らせ

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方に自己の健康管理と医療に対する関心を高めていただくために、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。

令和3年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を、令和4年2月下旬から順次発送しますので、到着しましたら、ご自分の受診状況などについて確認をお願いいたします。なお対象期間

内に医療機関への受診がなかった場合は、通知は発行されません。

「医療費のお知らせ」は、県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じられません。確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。また「医療費のお知らせ」を確定申告の参考資料として使用する場合は、「自己負担相当額」と実際に負担した額が異なるときは、補填された金額（高額療養費など）を差し引くなど、ご自身で訂正し、申告してください。

ご不明な点などありましたら、福島県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

福島県後期高齢者医療  
広域連合

024-528-9025

